

③ 企業年金基金 一時金・年金裁定（申出）請求書（記入サンプル）

2026 年 04 月改訂

シャープ企業年金基金 理事長殿

記入：20 〇〇年〇〇月〇〇日

フリガナ	〇〇〇〇	〇〇〇〇	氏名コード				印	生年月日（西暦）							
氏名	〇〇	〇〇	〇	〇	〇	〇		〇	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日						
入社日（西暦）	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日		退職日（西暦）	20 〇〇年〇〇月〇〇日				退職日年齢	〇〇歳						
性別		男・女													
現住所	(〒 〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号				TEL 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇										
退職後住所 ※現住所と同じ場合は“同上”で可	(〒 〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号				TEL 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇										
一時金 支払機関 (1又は2の いずれか) 【海外送金不可】 通帳添付必要	フリガナ	〇〇〇〇	〇〇〇〇	普通口座				口座番号				〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇			
	1. 〇〇	銀行・金庫 信組・農協		支店				番号				〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇			
	2. ゆうちょ銀行 (郵便局)	記号		〇 〇 〇 〇 〇 〇				番号				〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇			
口座名義（カタカナで記入）				〇〇〇〇 〇〇〇〇				通帳コピーを添付ください				通帳コピーを添付			
年金支払機関 (1又は2の いずれか) ※一時金と同じ場合 は記入不要 【海外送金不可】 通帳添付必要	フリガナ	〇〇〇〇	〇〇〇〇	普通口座				口座番号				〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇			
	1. 〇〇	銀行・金庫 信組・農協		支店				番号				〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇			
	2. ゆうちょ銀行 (郵便局)	記号		〇 〇 〇 〇 〇 〇				番号				〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇			
口座名義（カタカナで記入）				〇〇〇〇 〇〇〇〇				通帳コピーを添付							

【重要】①通帳コピーは表紙裏面の「口座番号（ゆうちょ銀行は記号番号）、名前（カタカナ）が記載されたページ及び、次ページ」の2ページ分の添付が必要。（ネット銀行等の方は、金融機関、支店、口座番号、口座名義（カタカナ）が確認出来るものを添付ください。）②支払機関は本人名義に限ります。③鉛筆、消せるインク等の筆記用具での記入は不可。

退職金及び上乗せ部分（以下、退職金等という）について、希望または該当する区分番号に○を付けてください。

退職金			上乗せ部分	
i 定年退職者（但し、勤続10年未満の定年退職者はiiから選択）及び、勤続10年以上の退職者で区分イ～ホを選択される方	区分	年金	【入社日が1983年12月以降の退職者】	
	イ		入社日	受給方法
	ロ		a 1983.12～1998.11	退職時に一時金で受給する
	ハ		b 1998.12～2003.10	既に一時金で受給済み
	ニ		c 2003.11以降	受給対象外
ii 勤続10年未満の退職者、及び勤続10年以上の退職者で区分B～Eを選択される方 但し、iを選択された方は選択できません	区分	一時金	※旧SNDIS入社の方は対象外ですのでCに該当します	
	イ		【注意】左表の区分、B～Eを選択された方は、上乗せ部分も同様の選択となります。	
	ロ		※1 事前に再就職先へ移換可否についてご確認ください。	
	ハ		※2 Dを希望する勤続10年未満の定年退職者の方は、移換出来る場合がありますので、iDeCo 加入先の金融機関等で移換可否を確認ください。	
	ニ		裏面も必ずご確認ください。	

説明文を確認いただき、
退職金及び、上乗せ部分
の該当する区分のい
れかをご選択ください。

説明資料「退職者（60歳以上）の退職金（60歳未満の退職者は、次の通り申出ます。）」

区分
A 一時金で受給する
B 企業年金連合会へ移換する
C 再就職先へ移換する（※1）
D 国民年金基金連合会へ移換する（※2）
E 選択保留（下記の通り誓約します）
移換申出期限までに、イ～ホ、又はAからDのいずれかを選択申出ます。もし申出がない場合は、下記を選択申出ます。
住所や一時金支払機関に変更がある場合は、速やかに企業年金基金に届出ます。また、受取処理等が完了するまで、口座解約しないことを申し添えます。
・勤続10年以上の退職者…区分「ホ、年金100%」
・勤続10年未満の退職者…区分「A、一時金で受取る」

(1) シャープ企業年金基金からの個人番号（マイナンバー）に関するご連絡

平成 28 年 1 月 1 日より、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（通称：番号法）」に基づき、退職金等の支払いにあたり、法定調書等に個人番号の記載が義務づけられました。そのため、平成 28 年 1 月 1 日以降に退職される方には、個人番号を当基金へご連絡いただく必要がありますが、下記内容に同意をいただければ、貴殿が所属する会社にて収集した個人番号を利用しますので、下記の個人番号利用目的をご確認いただき、チェック欄にチェックをお願い致します。

同意いただける場合、『退職所得の受給に関する申告書』の「私の個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ありません」に記載の内容もご確認いただき、チェック欄にチェックをお願い致します。

個人番号利用目的： 退職所得の源泉徴収事務
公的年金等の源泉徴収事務（企業年金）

貴殿が所属する会社にて収集した個人番号をシャープ企業年金基金にて利用することに同意します。
（下記※の下線部分に該当する方もチェック欄にチェックをお願い致します。）☒（チェック願います）

※退職金を再就職先に移換もしくは、選択保留等を選択いただいた方等も個人番号を収集します。
海外勤務者（個人番号が発行されていない方）は、日本に帰国された際に個人番号を取得となります。
日本国内で退職金および年金を受け取る際は、個人番号が必要となりますので上記にチェック願います。
海外で退職されて日本に帰国せず、海外で退職金の受け取りおよび、再就職される方の個人番号は収集致しませんのでチェックは不要です。

(2) シャープ厚生年金基金加入員証のご提出のお願い

ご退職の際に、「シャープ厚生年金基金 加入員証」をご提出いただきますようお願い致します。
紛失または交付されていない方等は、下記チェック欄にチェックをお願い致します。
「シャープ厚生年金基金 加入員証」の回収漏れ防止のために実施しております。
※回収漏れが発生した際にお問い合わせをいただく手間を省くためです。

「シャープ厚生年金基金 加入員証」を紛失、または交付されていない、持っていない、交付されているかどうか分からず持っていないため、添付できません。
☒（チェック願います）

(3) 退職金に関する提出必要書類 ご提出前に書類の確認をお願い致します。

①一時金・年金裁定（申出）請求書（本書類）※退職者全員該当
必ず支払機関の口座の通帳コピーを添付してください。

コピーは A4 サイズ
で提出願います

②生年月日等確認書類 ※1）～4）のいずれか（コピー）をご提出ください。
基礎年金番号、生年月日が記載してある箇所のコピーをご提出ください。
用紙表面の退職金選択区分（ホ）、上乘せ部分選択区分の中途退職者（2）および、定年退職者（3）
を選択された方は提出不要です。（下記の⑤にて 60 歳到達以降にご提出いただくため）

- 1）年金手帳
- 2）基礎年金番号通知書

＜上記 1）、2）を紛失等でご提出できない場合＞
生年月日が記載してある箇所のコピーをご提出ください。
3）免許証
4）パスポート

③シャープ厚生年金基金 加入員証 ※お持ちの方のみ

④退職所得の受給に関する申告書 ※退職者全員該当

⑤60 歳誕生日以後に交付された個人番号の記載のない住民票
※退職金を一部でも年金選択された方が該当します。
退職後にシャープ企業年金基金に直接送付ください。

※退職金選択等について	
定年退職者	i の区分 イ～ホの希望するものに○を記入 但し、勤続 10 年未満の方は ii から選択
勤続 10 年未満の退職者	ii の区分 A～E の希望するものに○を記入
勤続 10 年以上の退職者 （定年除く）	i 又は ii（区分 A を除く）の希望するものに○を記入